

はじまります！

# 確定申告！！

税金の申告の時期がやってきます。

申告の用意をしておきましょう。

**とき** 平成25年2月18日(月) ～ 3月15日(金)

**ところ** 役場3階 大会議室

## ■農業所得がある方

農業所得の計算方法は、すべて収支計算（農業収入ー必要経費＝農業所得）になっています。営農口座取引集計表、領収書などにより、収入と経費をまとめ、事前に収支内訳書の作成をしておいてください。

## ■医療費控除を受ける方

平成24年中に支払った医療費の領収書を集め、合計額を計算しておいてください。

\* 農業所得の収支内訳、医療費控除の合計額などは、事前に計算をしておいていただきますと納税相談時間の短縮になります。ご協力をお願いします。

## ■還付申告をされる方

サラリーマンや年金収入だけの方でも「住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築したとき」「多額の医療費を支払った場合」「年の途中で退職し、再就職していない場合」などが還付される場合があります。

確定申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。確定申告の相談及び受付は2月18日(月)からですが、このような還付申告は1月4日(金)から鳥取税務署で受け付けています。早めに申告すれば還付も早くなります。

## 鳥取税務署で

確定申告をされる方へのお知らせ

鳥取税務署で確定申告をされる方は、平成24年分の確定申告会場が左記の期間中は『鳥取市役所駅南庁舎』（所在地：鳥取市富安2-1-38-14）に変更となります。お間違えのないようお願いいたします。

### 《期 間》

平成25年2月8日(金) ～ 3月15日(金)

\*ただし、平成25年1月4日(金) ～ 2月7日(木) まで  
は通常通り、鳥取税務署で確定申告を受け付けます。

### 《受付時間》

午前9時～午後4時

※右記期間中は、鳥取税務署での申告相談を実施しておりませんのでご注意ください。

※鳥取税務署の駐車場をご利用いただけますが、駐車場の混雑が予想されるため、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

【問い合わせ先】 鳥取税務署 ☎22-2141

☆確定申告書の作成は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』が便利です。ご利用ください。  
《国税庁ホームページ》 <http://www.nta.go.jp/>

問い合わせ先 税務課 ☎73-1413